

■フォークリフトの乗入れ【例】

- ・フォークリフトを既設水路へ乗入れする場合(横断)は、水路に対する構造面、管理面の両方から確認が必要です。運輸政策課(Tel.088-621-2660)まで事前にお問合せください。
- ・なお、車両重量と定格荷重を合わせた総重量3.17トンまでなら乗入れ可能です。

